

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

①採用の状況（平成26年4月2日～平成27年4月1日）

区分	合計		競争試験		選考		再任用	
		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日		うち4月1日
一般事務	19人	19人	11人	11人	2人	2人	6人	6人
保健師	1人	1人	1人	1人				
保育士・幼稚園教諭	3人	3人	3人	3人				
病院事務	1人	1人	1人	1人				
医療相談員	1人	1人	1人	1人				
作業員	1人	1人					1人	1人
合計	26人	26人	17人	17人	2人	2人	7人	7人

②退職等の状況（26年度）

区分	合計	定年		勸奨		普通	その他				
		勤務延長後		定年前希望			分限	懲戒	失職	死亡	再任用後離職
一般事務	13人	7人		1人		3人					2人
保健師	1人					1人					
保育士・幼稚園教諭	2人	1人		1人							
作業員	1人	1人									
用務員	1人										1人
診療放射線技師	1人										1人
看護師	2人					2人					
合計	21人	9人	0人	2人	0人	6人	0人	0人	0人	0人	4人

(2) 職員数の状況

①部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	4人	4人	0人	
	総務	69人	73人	4人	人事異動による増（4）
	税務	20人	21人	1人	人事異動による増（1）
	民生	71人	74人	3人	人事異動による増（3）
	衛生	39人	38人	△ 1人	人事異動による減（△1）
	農林水産	30人	30人	0人	
	商工	8人	8人	0人	
	土木	23人	24人	1人	人事異動による増（1）
	計	264人	272人	8人	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.37人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.69人)
	教育部門	81人	79人	△ 2人	人事異動による減（△2）
小計	345人	351人	6人	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.61人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.66人)	

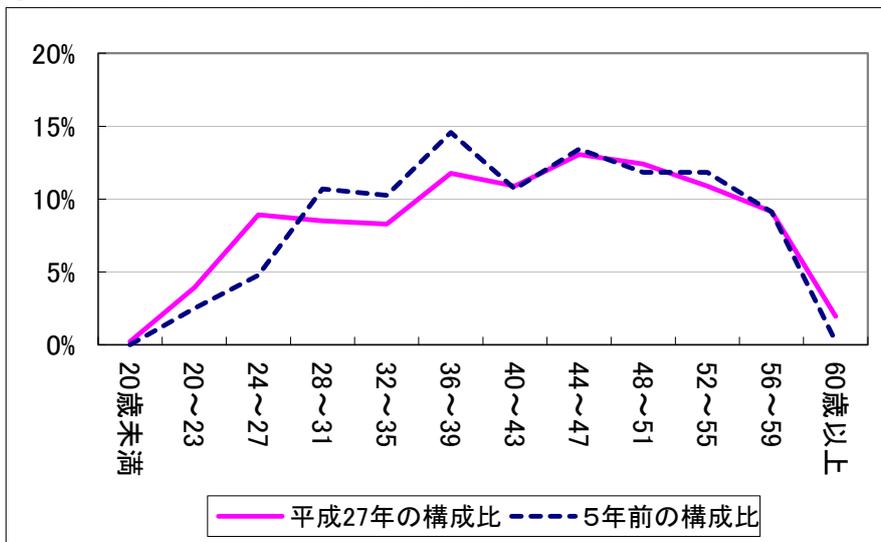
(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
公営企業等 会計部門	病院	77人	75人	△ 2人	人事異動による減 (△2)
	水道	6人	6人	0人	
	下水道	13人	13人	0人	
	その他	14人	14人	0人	
	小計	110人	108人	△ 2人	
合計		455人 [477人]	459人 [477人]	4人 [0人]	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.18人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数（平成26年度分には教育長を含みます。）です。
 2 合計欄の[]内は、条例定数の合計です。
 3 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業に係るものです。
 4 主な増減理由欄の「類似団体の人口1万人当たりの職員数」は、参考値として平成26年のものを記載しています。

②年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	職員数
20歳未満	1人
20歳～23歳	18人
24歳～27歳	41人
28歳～31歳	39人
32歳～35歳	38人
36歳～39歳	54人
40歳～43歳	50人
44歳～47歳	60人
48歳～51歳	57人
52歳～55歳	50人
56歳～59歳	42人
60歳以上	9人
計	459人

※職員数には教育長を含めた数を計上しています。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

①人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (26年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	45,816人	20,060,384千円	183,636千円	3,503,418千円	17.5%	16.3%

(注) 人件費には、特別職（市長、市議会議員及び区長ほか）に支給される給料、報酬等を含みます。

②職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	344人	1,264,184千円	226,419千円	456,956千円	1,947,559千円	5,662千円	5,607千円

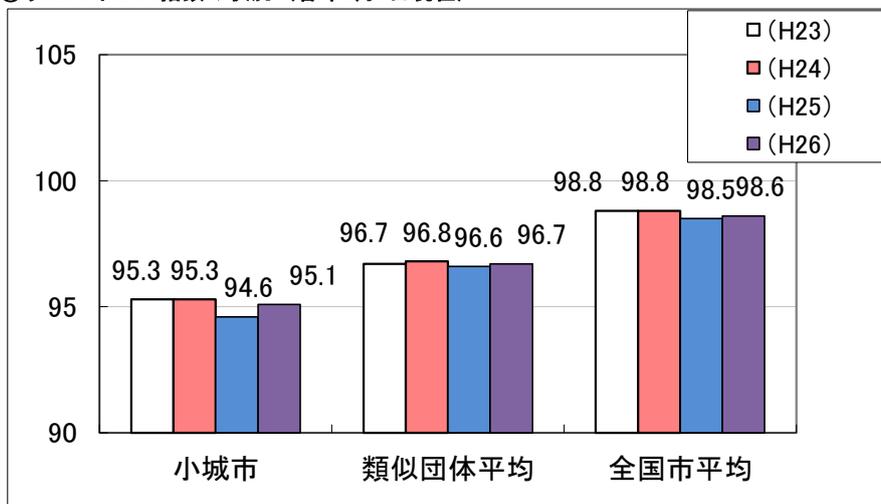
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。

③特記事項

ア 小城市は、平成17年3月1日に旧小城郡4町（小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町）が合併して発足した団体です。

イ 小城市の類似団体類型区分（平成26年4月1日現在）は、一般市（I-1）で構成団体数は173団体です。

④ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		41.4歳	304,592円	374,179円	324,952円
(参考) 平成26年	佐賀県	43.3歳	334,611円	413,257円	360,722円
	国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
	類似団体	42.7歳	320,225円	372,857円	345,804円

イ 技能労務職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		45.8歳	291,816円	312,522円	301,805円
(参考) 平成26年	佐賀県	53.0歳	331,372円	371,283円	349,720円
	国	50.1歳	287,992円	—	326,611円
	類似団体	49.6歳	310,621円	336,564円	323,268円

ウ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小城市		43.8歳	320,701円	350,938円
(参考) 平成26年	佐賀県	45.7歳	383,330円	418,876円
	類似団体	41.8歳	306,603円	329,708円

エ 福祉職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市		44.8歳	321,192円	360,425円	325,825円
(参考) 平成26年	佐賀県	—	—	—	—
	国	41.8歳	331,688円	—	377,975円
	類似団体	42.0歳	302,791円	327,256円	312,271円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 小城市の「ウ 小・中学校（幼稚園）教育職」に係る職種は幼稚園教諭、「エ 福祉職」は保育士です。

②職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		小城市	国
一般行政職	大学卒	166,600円	174,200円
	高校卒	144,700円	142,100円
技能労務職	高校卒	142,100円	—
	中学卒	126,200円	—
福祉職	短大卒	154,600円	—

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,525円	283,322円	338,450円
	高校卒	214,525円	266,120円	297,400円
技能労務職	高校卒	—	—	284,850円
	中学卒	—	—	—
福祉職	短大卒	—	—	306,300円

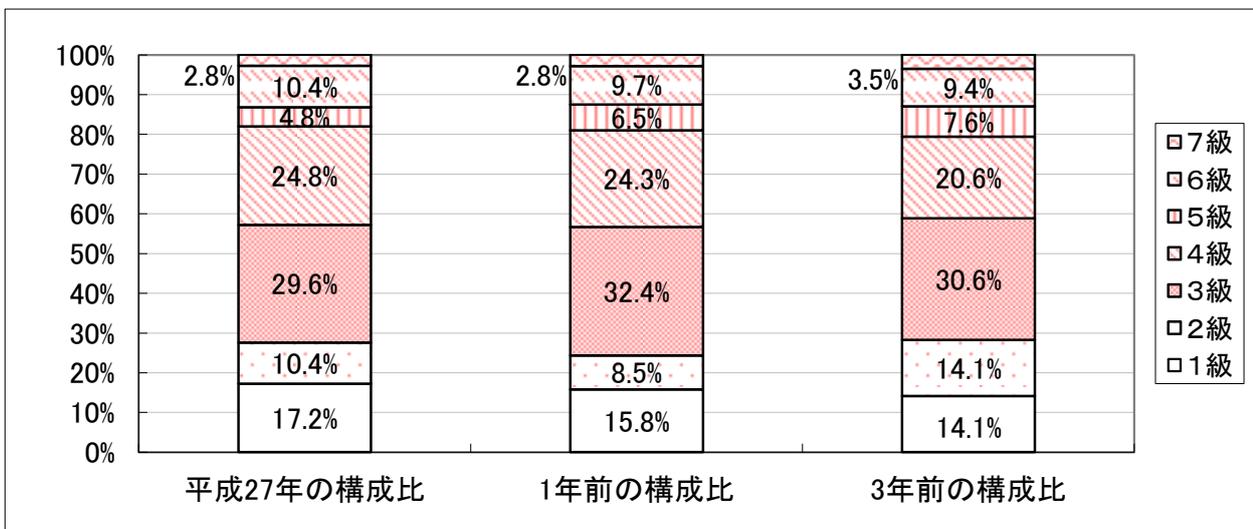
（注） 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務内容	主事	主事	係長 主査	副課長 係長 主査	課長 副課長	課長 参事	部長
職員数	43人	26人	74人	62人	12人	26人	7人
構成比	17.2%	10.4%	29.6%	24.8%	4.8%	10.4%	2.8%

（注） 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



②昇給への勤務成績の反映状況

未実施（標準4号昇給）

(4) 職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当

区分	小城市	国
1人当たり平均支給額（26年度）	1,235千円	—
26年度支給割合	期末手当	2.60月分（1.45月分） 同じ
	勤勉手当	1.50月分（0.70月分） 同じ
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）	役職加算 5～15%	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

未実施（標準150/100支給）

②退職手当（平成27年4月1日現在）

区分		小城市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同じ	同じ
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
	勤続35年	41.325月分	49.59月分		
	最高限度額	49.59月分	49.59月分		
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ	
退職時特別昇給		なし		同じ	
1人当たり平均支給額		8,647千円	23,494千円	—	

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当 制度なし

④特殊勤務手当（26年度決算見込み）

支給実績 （26年度決算見込み）	職員全体に占める手当支給職員の割合 （26年度）	手当の種類 （手当数）
1,304千円	5.9%	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事した税務課職員	市税及び保険税の徴収業務に従事したとき	日額250円
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき	日額300円
社会福祉業務手当	従事したケースワーカー等の職員	ケースワーカー等の職務に従事したとき	月額3,000円
環境衛生業務手当	従事した職員	犬、猫等の死体の処理及び廃棄物の収集、分別、積替えに従事したとき	日額500円
行路死亡人取扱手当	従事した職員	行路死亡人の取り扱いに従事したとき	日額2,000円

⑤時間外勤務手当

区分	26年度決算（見込み）	25年度決算
支給実績	120,414千円	114,159千円
職員1人当たり平均支給年額	326千円	315千円

⑥その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	26年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,500円 ※配偶者がいない場合 そのうち1人 11,000円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算	同じ	—	38,757千円	225,332円
住居手当	●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員）	同じ	—	22,583千円	278,797円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）	同じ	—	13,517千円	46,290円
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級職員 給料月額×15/100 課長級職員 給料月額×10/100	—	（国）俸給の特別調整額 支給額31,700円～88,500円	17,403千円	561,373円
管理職員特別勤務手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合（6時間を超える勤務は5割増） 部長級職員 7,000円 課長級職員 6,000円 ・平日の0時から5時に勤務の場合 部長級職員 3,500円 課長級職員 3,000円	同じ	—	228千円	14,250円
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	4,020千円	35,889円
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分	給料月額等		区分	26年度支給割合 （加算措置の状況）
		（参考）類似団体における 最高／最低額		
給料	市長	823,000円	989,000円 / 259,000円	3.10月分 (15%)
	副市長	659,000円	816,000円 / 483,000円	
報酬	議長	460,000円	545,000円 / 230,000円	3.10月分 (15%)
	副議長	401,000円	474,000円 / 200,000円	
	議員	374,000円	442,000円 / 180,000円	
期末手当				

（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

区分		算定方式	支給割合	1期の手当額	支給時期
退職手当	市長	給料月額×在職年数×支給割合	500/100	16,460千円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×支給割合	294/100	7,750千円	任期毎

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 2 「(参考)類似団体における最高/最低額」は、参考値として平成26年のものを記載しています。

(6) 公営企業職員等の状況(水道事業)

① 職員給与費の状況(26年度決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職員給与費比率
26年度	248,614千円	56,118千円	49,041千円	19.7%	18.1%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	6人	24,123千円	4,128千円	9,084千円	37,335千円	6,223千円	6,123千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	51.8歳	367,051円	492,615円
類似団体平均	45.0歳	342,822円	509,358円

- (注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	小城市	小城市(一般行政職)	類似団体平均
1人当たり平均支給額(26年度)	1,514千円	1,334千円	1,456千円
26年度支給割合	期末手当	2.60月分(1.45月分)	同じ
	勤勉手当	1.50月分(0.70月分)	同じ
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)	役職加算 5~10%	役職加算 5~15%	—

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区分		小城市		小城市（一般行政職）		類似団体平均
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同じ	同じ	—
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分			
	勤続35年	41.325月分	49.59月分			
	最高限度額	49.59月分	49.59月分			
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ		—
退職時特別昇給		なし		同じ		—
1人当たり平均支給額		(略)		24,047千円		13,934千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。
※ただし、個人情報保護の観点から一部省略しています。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 制度なし

オ 時間外勤務手当

区分	26年度決算（見込み）	25年度決算
支給実績	1,934千円	1,415千円
職員1人当たり平均支給年額	322千円	236千円

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	26年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	●扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 1人につき ※配偶者がいない場合 そのうち1人 11,000円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算	同じ	—	1,116千円	223,200円
住居手当	●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 (12,000円/月を超える家賃を支払っている職員)	同じ	—	0千円	0円
通勤手当	●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）	同じ	—	295千円	59,040円

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	26年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 給料月額×10/100	同じ	—	(略)	(略)
管理職員特別勤務手当	●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合 (6時間を超える勤務は5割増) 課長級職員 6,000円 ・平日の0時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円	同じ	—	(略)	(略)
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	65千円	32,490円
宿日直手当	●宿日直勤務を行った職員に支給 浄水場の管理・保全等 5,400円又は6,400円	異なる	額の相異	24千円	5,900円

(注) 個人情報保護の観点から一部省略しています。

(7) 公営企業職員等の状況（病院事業）

① 職員給与費の状況（26年度決算）

区分	総費用 A	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A
26年度	1,601,817千円	725,560千円	45.3%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	76人	287,399千円	98,277千円	103,582千円	489,258千円	6,438千円	6,718千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数です。（事業管理者は含みません。）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市（うち医師）	50.1歳	548,513円	746,670円
小城市（うち看護師）	42.4歳	315,226円	418,152円
小城市（うち事務職員）	39.1歳	296,023円	402,654円
類似団体平均（うち医師）	44.4歳	560,530円	1,380,815円
類似団体平均（うち看護師）	38.7歳	283,693円	449,098円
類似団体平均（うち事務職員）	43.3歳	324,843円	496,446円

(注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分		小城市	小城市（一般行政職）	類似団体平均
1人当たり平均支給額（26年度）（医師）		2,378千円	1,334千円	2,392千円
1人当たり平均支給額（26年度）（看護師）		1,235千円		1,166千円
1人当たり平均支給額（26年度）（事務職員）		1,280千円		1,368千円
26年度支給割合	期末手当	2.60月分（1.45月分）	同じ	—
	勤勉手当	1.50月分（0.70月分）	同じ	—
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		役職加算 5～10%	役職加算 5～15%	—

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

区分		小城市		小城市（一般行政職）		類似団体平均
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同じ	同じ	—
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分			
	勤続35年	41.325月分	49.59月分			
	最高限度額	49.59月分	49.59月分			
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ		—
退職時特別昇給		なし		同じ		—
1人当たり平均支給額		196千円	（略）	24,047千円		—

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。
※ただし、個人情報保護の観点から一部省略しています。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当

支給実績 （26年度決算見込み）	職員全体に占める手当支給職員の割合 （26年度）	手当の種類 （手当数）
59,733千円	65.8%	9

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師	医療業務に関する研究を行ったとき	日額 15,000円
臨床手当	医師	医療業務に従事したとき	日額 給料月額×1.5/1000
手術手当	従事した医師	手術業務に従事したとき	1回15,000円以内
分娩手当	従事した医師	分娩介助業務に従事したとき	1回15,000円
夜間看護手当	従事した看護師、助産師	深夜の看護業務に従事したとき	深夜勤務又は準夜勤務1回につき2,000円
放射線取扱手当	従事した診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき	日額350円
時間外診療手当	従事した医師	宿直に当たった場合に、外来患者を診察したとき	患者1人につき1,000円（深夜は2,000円）
入院手当	従事した医師	宿直時に診察した患者が入院に至ったとき	患者1人につき6,000円
救急呼出待機手当	診療放射線技師及び臨床検査技師	勤務を要しない日及び時間に自宅待機を命じられたとき	自宅待機1回につき1,000円

※平成27年度から時間外診療手当は廃止しています。

オ 時間外勤務手当

区分	26年度決算（見込み）
支給実績	12,157千円
職員1人当たり平均支給年額	160千円

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	26年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外 1人につき 6,500円 ※配偶者がいない場合 そのうち1人 11,000円 子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算 	同じ	—	7,972千円	227,785円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●借家・借間に居住する職員に支給 借家・借間居住職員 最高27,000円 （12,000円/月を超える家賃を支払っている職員） 	同じ	—	2,428千円	303,437円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●通勤距離が片道2km以上である職員に支給 交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月） 自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～31,600円/月） 	同じ	—	3,339千円	71,052円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ●管理又は監督の地位にある職員に支給 課長級職員 給料月額×10/100 院長 給料月額×9/100 副院長 給料月額×5/100 在宅医療推進管理者 給料月額×5/100 	異なる	部長級 給料月額×15/100 課長級 給料月額×10/100	2,534千円	422,312円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 ・週休日又は休日等に勤務の場合（6時間を超える勤務は5割増） 課長級職員 6,000円 ・平日の0時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円 	同じ	—	（略）	（略）
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数 	同じ	—	400千円	25,009円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数 	同じ	—	5,216千円	149,037円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ●宿日直勤務を行った職員に支給 医師 20,000円 看護師 5,900円 	異なる	額の相異	8,288千円	460,461円

（注） 個人情報保護の観点から一部省略しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要（平成27年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	日曜日及び土曜日

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

(2) その他の勤務条件の状況

① 休暇の概要（平成27年4月1日現在）

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定によって与えられる休暇 最高 20日/年 付与（繰越有り 最高 40日/年）	有給
病欠休暇	医師の証明等に基づいて、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 私傷病の場合 90日以内 結核性疾患の場合 1年6月以内 高血圧症等の場合 180日以内	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇	有給
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごと 必要と認められる期間（6月以内）	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇 20日/年 以内	無給

② 一般職員の年次有給休暇の取得状況（暦年：平成26年1月1日～平成26年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A	B	C	B/C	B/A
7,858日	2,002.0日	205人	9.8日/人	25.5%

(注) 全対象職員数とは、平成26年1月1日から平成26年12月31日の全期間を在籍した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員で交代制勤務の職員を除く。）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

③ 育児休業等の利用状況（26年度）

区分	育児休業取得者数		部分休業取得者数		新たに取得可能となった対象職員数	新規取得者の平均承認期間	
	うち新規		うち新規			育児休業	部分休業
男性職員	0人		0人		8人		
女性職員	8人	6人	0人		6人	1年3ヶ月	
計	8人	6人	0人	0人	14人	1年3ヶ月	

(注) 育児（部分）休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続けている職員数を含みます。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（26年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合					0人
心身の故障の場合			4人		4人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人
合計	0人	0人	4人	0人	4人

(2) 懲戒処分の状況（26年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合					0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人	1人			2人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0人
合計	1人	1人	0人	0人	2人

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司のサービス上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

(2) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除されることがあります。

（条例に定める事由）

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・任命権者が定める場合

(3) 営利企業等従事許可の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 人材育成の概要

小城市では、市職員の育成に関する基本的な方針を示した人材育成基本方針を定め、次に掲げる基本理念のもと、全庁的に人材育成に取り組むこととしています。

(人材育成の基本理念)

小城市の人材育成にあたっては、市職員が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、「小城市の新しいまちづくりへの意欲と能力を持ち、市民から信頼される職員」になることを目標に取り組みます。

このことは、職員一人ひとりが組織の「人材」としてチカラを発揮するとともに、市民にとっての「人財」と認められる職員に進化することを目指すものです。

(2) 研修の状況（26年度）

区分		主な研修	受講者数	備考
職場研修		人権同和問題職員研修	329人	
		メンタルヘルス職員研修	215人	
		男女協同参画職員研修	101人	係長以上の職員
		DV被害者支援研修	45人	新採職員及び関係部署職員
		パワハラ対策職員研修	89人	係長以上の職員
		市民協働研修	95人	係長以上の職員
		人事評価制度研修	14人	新採職員
		ファイリング研修	220人	
共同研修	階層別研修	市町管理者研修、新任課長及び係長研修、市町職員部長研修、市町監督者及び上級監督者研修、市町職員第1部研修及び第2部研修、危機管理研修	49人	佐賀縣市町村振興協会
		新規採用職員研修	14人	佐賀県町村会
	特別研修	市町政策法務研修	1人	佐賀県市長会
		パソコン研修	16人	佐賀県町村会
		固定資産税課税事務、「人財」育成フォローアップ研修、コミュニケーション力向上研修、住民満足度向上のための接遇研修、公会計研修（基礎、応用）、行政法研修、政策形成と問題解析力研修、ニュースリリース研修、ファシリテーション講座、クレーム対応研修、説明力向上研修、まちづくり戦略セミナー、仕事の進め方研修、海外研修、社会福祉法人監査事務研修	43人	佐賀縣市町村振興協会
派遣研修	研修所研修	法令実務、住民税課税事務、資金調達戦略の基本	3人	市町村アカデミー
		市町村の経済波及効果と経済構造の分析	1人	全国市町村国際文化研修所
	実務研修	市町等職員実務研修	1人	佐賀県滞納整理推進機構

(3) 勤務成績の評定の状況

平成18年度から制度構築に着手し、19年度から役職階層別に順次試行を行うなど制度確立に向けた取り組みを進めています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生管理の概要

①健康診断の実施状況

疾病の早期発見と健康の保持増進のため、職員の健康診断を年1回定期的に実施しています。

区分	対象者数	受診者数	受診率
26年度末	455人	446人	98.0%

(注) 対象者数には、職員のほか市長、副市長及び教育長を含みます。
受診者数には、人間ドック受診者も含みます。

②メンタルヘルスへの対応（概要）

職員の不安や悩みを解消し、健康な体及び精神の保持を図り、職員が職務に専念できるよう実施しています。平成17年から「なんでもカウンセリング」と称し、受付を担当する職員（保健師）が予約窓口となって、臨床心理士が個別に相談に応じています。対象者は、概ね1月以上の長期休職者に係る職場復帰カウンセリング、希望者、指名による者、及び年齢階層該当者です。

③セクシュアルハラスメントへの対応（概要）

職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱を制定し、セクハラ相談員及び苦情処理委員会を設置しています。

また、女性職員、セクハラ相談員及び管理職の職員ごとに、講師を招いて研修会を実施しています。

(2) 厚生福利制度の概要

①共済制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

本市は佐賀県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、及び災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職後の生活を保障する退職共済年金、遺族共済年金など主として老後を助ける給付を行う「長期給付事業」、職員とその家族の病気予防などの保健事業、貯金の積立て、住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

②その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利増進を図るため職員互助会を設置しています。

互助会は、職員による互助組織であり、職員の掛金により運営され、職員の冠婚葬祭などに際しての給付事業をはじめ、職員親睦に資する事業や体育活動への助成などの福利事業等を行っています。

(3) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって具体的に定められています。

本市は、地方公務員災害補償基金佐賀県支部に加入しています。

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

平成26年度に公務災害と認定された件数は、1件です。

(4) 職員の利益の保護の状況

職員は、地方公務員法の定めるところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市が公平委員会の事務を委託している佐賀県人事委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。同様に、職員は懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、不服申立てをすることができます。

平成26年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立て、ともに該当はありません。